

2018年12月7日
みずほ証券株式会社

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人第4回無担保投資法人債の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下、IOJ）が発行するグリーンボンド（以下、本グリーンボンド）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本グリーンボンドで調達された資金は、全額が DBJ Green Building 認証を取得している恵比寿プライムスクエア（3つ星）にかかる既存借入金の返済資金に充当される予定です。

IOJ は本グリーンボンド発行のために「グリーンボンド原則(Green Bond Principles) 2018^{※1}」に即したグリーンボンドフレームワークを策定しました。本グリーンボンドに対する第三者評価として、Sustainalytics より当該フレームワークがグリーンボンド原則 2018 に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しております。

当社は社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、2017年に資本市場におけるお客さまの ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みを支援するため、サステナブル・ファイナンス・デスクを設置いたしました。加えて、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NPO である Climate Bonds Initiative^{※5} とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンドの引受けおよび販売を通じ、さまざまなお客さまの環境に配慮した活動および社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みを全面的にサポートし、社会の持続的な発展に貢献するべく、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

※1 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン

※2 グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン

※3 グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリー

ンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うもの。それに付随してグリーンボンドフレームワークに関するセカンドオピニオンを提供することがある。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に則しているかを評価するもの。

※4 グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。

- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
 - ① 主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
 - ② 低炭素化効果および地域活性化効果が高い事業
 - ・ 低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

※5 Climate Bonds Initiativeは、ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っている。